

2019 年度税制改正大綱

Issue 142, December 2018

In brief

自由民主党・公明党両党は、2018年12月14日に、平成31年度税制改正大綱(以下「与党税制改正大綱」)を決定しました。この与党税制改正大綱においては、持続的な成長経路を実現のための、「生産性革命」と「人づくり革命」が最優先の課題として掲げられ、そのための税制支援策として、研究開発税制の見直し、中小企業による生産性向上のための投資支援措置、地域経済を牽引する企業に対する集中的な支援等が盛り込まれています。また、日本企業の健全な海外展開促進や、租税回避への効果的な対応のため、BEPSプロジェクトの勧告や諸外国における取組みも踏まえた、国際課税制度の見直し、地方の税源偏在是正や経済取引の多様化・国際化の進展に対応した納税環境整備の措置も盛り込まれています。

2018年12月21日には、政府が同内容の「平成31年度税制改正の大綱」(以下「2019年度税制改正大綱」)を閣議決定しました。今後は、平成31年度税制改正法案が2019年1月の通常国会に提出され、その後審議に付されることとなります。なお、今後の審議状況等によっては、内容に変更を生ずる可能性もありますのでご注意ください。

In detail

1. 2019年度税制改正の基本的な考え方
2. 政策税制等
 - (1) 研究開発税制の見直し
 - (2) その他の政策税制
 - (3) 組織再編税制の見直し
 - (4) その他
3. 地方創生、中小企業関連
 - (1) 地域未来投資促進税制の見直し
 - (2) 中小企業向け設備投資減税
 - (3) 中小企業向け租税特別措置の対象範囲の見直し
4. 国際課税関連
 - (1) 過大支払利子税制の見直し
 - (2) 移転価格税制の見直し
 - (3) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の見直し
 - (4) その他
5. 納税環境整備
 - (1) 地方税の電子申告に係る見直し
 - (2) 情報照会制度の創設
 - (3) 届出関係
6. 地方法人課税の偏在是正
7. 所得税関連
 - (1) 個人所得税
 - (2) 源泉所得税

1. 2019年度税制改正の基本的な考え方

2019年度税制改正の基本的な考え方について、与党税制改正大綱では、「少子高齢化が進む中、持続的な成長経路を実現するためには、潜在成長率を引き上げていくことが重要であり、「生産性革命」と「人づくり革命」に最優先で取り組む必要がある」として、そのための税制支援策を掲げています。

具体的には、イノベーションを促進する研究開発税制の見直し、中小企業による生産性向上のための投資支援措置、地域経済を牽引する企業に対する集中的な支援等です。地方創生の推進の方策としては、地方法人課税における税源の偏在是正として、法人事業税の制度の見直し措置も盛り込まれています。

持続的な経済成長には日本企業の健全な海外展開促進も重要であり、公平な競争条件を確保し、租税回避への効果的な対応のため、BEPSプロジェクトの勧告や諸外国における取組みも踏まえ、国際合意に則った制度の見直しを行う観点から、国際課税制度の見直し措置が盛り込まれています。

また、経済取引の多様化・国際化の進展に対応し、納税者による自主的かつ適正な申告を確保するための環境の整備のための措置も盛り込まれています。

2. 政策税制等

(1) 研究開発税制の見直し

研究開発税制は2017年度税制改正で、①恒久措置(総額型)を試験研究費の増加率に応じて税額控除できる仕組みへの改組(増加型の時限措置は廃止)、②「第4次産業革命型」のサービス開発を対象化、③オープンイノベーション型の利用促進を図るための対象費目の拡大、④総額型の控除率、及び控除上限の上乗せ措置(2年間)等により、研究開発税制の大幅な見直しが行われました。

2019年度税制改正では、研究開発投資の増加インセンティブを強化する制度に見直し、研究開発型ベンチャーとの共同研究を後押しする措置を導入する改正が行われます。

i) 試験研究費の総額に係る税額控除制度

- ・ 税額控除率を以下のように見直し、研究開発を行う一定のベンチャー企業(注)について控除限度額を上げる(法人税額の25%→40%)

① 増減試験研究費割合が8%超: $9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ (上限 10%)

② 増減試験研究費割合が8%以下: $9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ (下限 6%)

(注) 設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの(大法人の子会社等を除く)

- ・ 総額型の控除率上乗せ措置の特例(原則10%を14%とする措置)の適用期限を2年延長

ii) 高水準型の試験研究費に係る税額控除制度

- ・ 高水準型の試験研究費に係る控除税額上限の上乗せ措置は、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置に改組の上、総額型に統合して、適用期限を2年延長

① 総額型の控除上限の上乗せ措置: $(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$ (上限 10%) を上乗せ

② 総額型の控除率の割増し措置: $9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3 \times \text{控除割増率(注)}$
 $9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175 \times \text{控除割増率(注)}$

(注) $(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ (上限 10%)

iii) 特別試験研究費(オープンイノベーション型)に係る税額控除制度

- ・ 対象となる特別試験研究費の額に、下記の要件を満たす企業間の委託研究費用を加え、その税額控除率を20%とする

イ. 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること

ロ. 委託に係る委任契約等において、委託して行う試験研究の目的とする成果を委託法人が取得すること

ハ、次のいずれかを満たすこと

- (イ) 委託して行う試験研究が委託法人の基礎研究または応用研究であること
- (ロ) 委託して行う試験研究が受託者の知的財産権等を利用するものであること

ニ、委託に係る委任契約等において、その委託に係る試験研究が委託法人の工業化研究に該当するものでない旨または受託者の知的財産権等を利用するものである旨その他一定の事項が定められていること

- ・ 国の指定を受けた医薬品等に関する試験研究について、対象を拡充し、要件を追加する
- ・ 研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業(注)の委託研究に係る税額控除率を25%とする
(注)産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部または一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるもの
- ・ 控除税額の上限を当期の法人税額の10%(現行:5%)に引き上げる
- ・ 大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化する

iv) 中小企業技術基盤強化税制

- ・ 増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例に見直し、適用期限を2年延長
- ・ 高水準型の試験研究費に係る税額控除率を割り増す措置を導入(上記 ii)と同様)

<Current 現行>

<改正案>

総額型		一般試験研究費に係る税額控除
税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%~14%※ (中小法人:12%~17%※)	
控除上限	法人税額の25% ※ 中小法人:10%上乗せ(増加率5%超の場合)※ ※ 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合: 0~10%上乗せ※(※:高水準型との選択)	
高水準型(2018年度末期限)		平均売上金額の10%超の試験研究費に係る税額控除
税額控除率	(試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × (試験研究費割合 - 10%) × 0.2)	
控除上限	法人税額の10%	

総額型	
税額控除率	控除率カーブを見直し、試験研究費の増減に応じ、6%~14% (大法人)、12%~17%(中小法人)※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合: 上記割合 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5を加算※
控除上限	法人税額の25%(研究開発を行う一定のベンチャーは40%) ※ 中小法人:10%上乗せ(増加率8%超の場合)※ ※ 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合: 0~10%上乗せ※

※ 総額型の控除率については大法人:10%超、中小法人:12%超の部分

オープンインベション型		特別試験研究費に係る税額控除
税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20% or 30%	
控除上限	法人税額の5%(一般試験研究費とは別枠)	
対象範囲	・ 国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・ 民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料など	

オープンインベション型	
税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20% or 25% or 30%
控除上限	法人税額の10%(一般試験研究費とは別枠)
対象範囲	・ 国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・ 民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 ・ 民間企業(研究開発型ベンチャーを含む)への委託研究のうち、一定のもの ・ 特定用途医薬品等に関する試験研究 など

(出所:与党税制調査会資料を基に作成)

(2) その他の政策税制

海外探鉱準備金制度や地域未来投資促進税制は適用要件を見直しの上、適用期限が延長されます。中小企業の投資減税は、適用要件の見直しまたは拡充が図られた上で、概ね適用期限が延長されます。

適用期限の定めのある政策税制について、期限到来により廃止されるもの(抜粋)

政策税制名	改正案
公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例	経過措置を設けた上で廃止
ベンチャー投資促進税制(新事業開拓事業者投資損失準備金制度)	現行では2019年3月31日までに計画の認定を受けたベンチャーファンドについて適用、改正で期限の延長なし
中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例	現行では2019年3月31日まで再生計画認可の決定があつた場合等の再生債権について適用、改正で期限の延長なし

政策の重点化や対象の見直し等が行われるもの(抜粋)

政策税制名	改正案
中小企業経営強化税制	対象資産の範囲の明確化及び適正化を行った上、適用期限を2年延長
商業・サービス業・農林水産業活性化税制	収益力向上要件を追加した上、適用期限を2年延長
海外探鉱準備金制度	適用要件を見直し、適用期限を2年延長

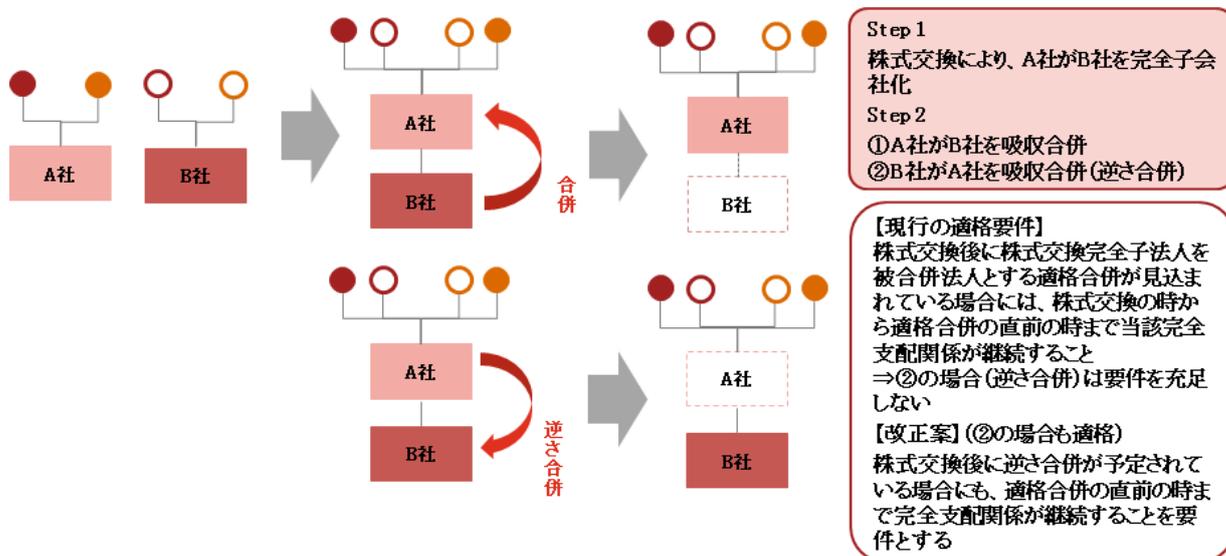
政策的重要性が高い措置の拡充・延長(抜粋)

政策税制名	改正案
中小企業者等の法人税の軽減税率の特例	適用期限を2年延長
中小企業投資促進税制	適用期限を2年延長
地域未来投資促進税制	主務大臣の確認を受けた場合の優遇措置を拡充の上、適用期限を2年延長
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度	適用期限を2年延長

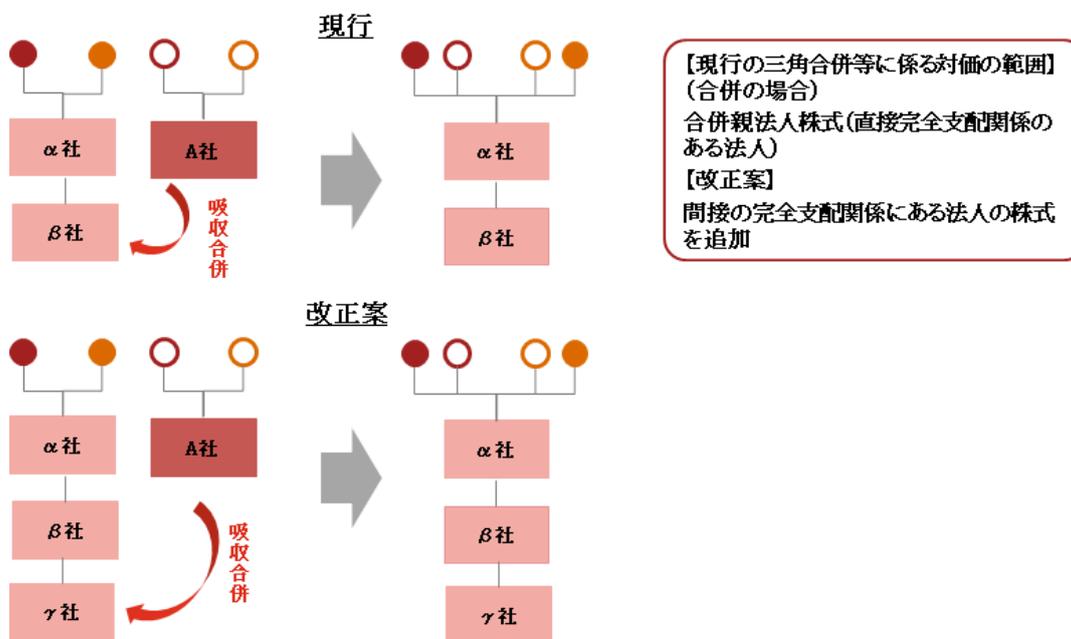
(3) 組織再編税制の見直し

組織再編税制における、再編対価及び支配関係等継続要件については、2017年度税制改正、及び2018年度税制改正で、見直しが行われました。2019年度税制改正では、株式交換等の後に完全子会社との合併が予定されている場合の適格要件(完全支配関係等の継続要件)、三角合併等の場合の株式対価の要件について、見直しが行われます。

株式交換等の後に株式交換等完全子法人を被合併法人とする適格合併が見込まれている場合には、当該株式交換の時から当該適格合併の直前の時まで完全支配関係等(完全支配関係、支配関係、親子関係)の継続が適格要件とされており、株式交換等完全親法人を被合併法人とする、逆さ合併については規定が無いため、非適格の扱いとなります。改正により、逆さ合併の場合も、当該適格合併の直前時まで完全支配関係等の継続を適格要件とすることとされます。



2007年5月施行の会社法における合併等の対価の柔軟化に対応し、2007年度税制改正で合併等法人の直接の100%親会社の株式を対価として認める改正が行われ、三角合併が税制適格とされました。2019年度税制改正では、グループ企業の経営状況に柔軟に対応するべく、合併等(合併、分割、株式交換)に係る適格要件並びに被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上繰り延べのための対価要件について、合併法人等(合併法人、分割法人、株式交換完全親法人)の間接の100%親法人の株式も適格の対価として認められることとなります。



(4) その他

i) 業績連動役員給与の決定手続きの見直し

業績連動役員給与は、以下の決定等の手続きを経ることが損金算入の要件とされています。改正により、①、③については、報酬委員会等を設置する法人の業務執行役員が報酬委員会等の委員でないこととの要件が除外され、(i)業務執行役員が自己の業績連動給与の決定等に係る決議に参加していないこと、及び(ii)報酬委員会等の委員の過半数が独立社外役員であること及び委員である独立社外役員の全てが業績連動給与の決定に賛成していることとの要件が追加されます。また、④と⑤の手続きは要件から除外されます。

- ①報酬委員会(指名委員会等設置会社の報酬委員会で、**業務執行役員がその委員になっているものを除く**)の決定
- ②指名委員会等設置会社以外の法人の株主総会の決議による決定
- ③指名委員会等設置会社以外の法人の報酬諮問委員会(**業務執行役員がその委員になっているものを除く**)に対する諮問その他の手続きを経た取締役会の決議による決定
- ④**監査役会設置会社の取締役会の決議による決定(監査役の過半数が当該算定方法につき適正であると認められる旨を記載した書面を当該内国法人に対し提出している場合における当該決定に限る)**
- ⑤**監査等委員会設置会社の取締役会の決議による決定(監査等委員である取締役の過半数が当該決議に賛成している場合における当該決定に限る)**
- ⑥前記の手續に準ずる手續

上記の改正は、2019年4月1日以後に支給に係る決議をする給与について適用され、同日から2020年3月31日までの間に支給に係る決議をする給与については、現行の手續による業績連動給与の損金算入を認める経過措置が講じられます。

ii) 仮想通貨の取扱いの明確化

実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」が公表され、期末に保有する仮想通貨について、期末評価の方法が明らかにされたことを受け、法人税法で2019年度税制改正において対応が図られています。

- | |
|--|
| ① 法人が期末に保有する仮想通貨について、活発な市場が存在する仮想通貨は時価法により評価し、評価損益を計上する
② 仮想通貨の一単位当たり譲渡原価の算出方法を移動平均法または総平均法による原価法とし、法定算出方法は移動平均法による原価法とする
③ 仮想通貨の譲渡損益について、その譲渡に係る契約をした日に計上することとする(約定日基準)
④ 仮想通貨の信用取引等について、期末に決済されていないものがある場合は、みなし決済損益額を計上する
⑤ その他所要の措置を講ずる |
|--|

上記の改正は、2019年4月1日以後に終了する事業年度について適用され、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、仮想通貨につき会計上時価評価していない場合には、上記①、④を適用しないことができる経過措置が講じられます。

3. 地方創生、中小企業関連

(1) 地域未来投資促進税制の見直し

地域未来投資促進税制(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却または税額控除制度)について、適用要件についての以下の見直し(赤字部分)を行った上で、適用期限が2年延長されます。

対象法人	承認地域経済牽引事業の認定を受けた青色申告法人 計画承認日が特定非常災害発生日から5年(現行:3年)を経過していないときは、その承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件のうち先進性に係る要件を満たすものとする
適用対象資産	「地域中核企業向け設備投資促進税制の創設企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の改正法施行日から2021年3月31日までの間に、特定事業用機械等(機械装置、器具備品、建物及びその附属設備並びに構築物)の取得等(合計で2,000万円以上)をして、承認地域経済牽引事業の用に供すること 適用投資額の上限を80億円(現行:100億円)に引き下げ
税制優遇措置	40%(建物・附属設備、構築物は20%)の特別償却と4%(建物・附属設備、構築物は2%)の税額控除(法人税額の20%を上限)の選択適用 主務大臣の確認を受ける事業年度の前事業年度の付加価値額が、確認を受ける事業年度の前々事業年度の付加価値額より8%以上増加していることとの要件を満たす場合には、税額控除率(4%→5%)、特別償却率(40%→50%)を引上げ

(2) 中小企業向け設備投資減税

中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、商業・サービス・農林水産業活性化税制については、適用期限の延長、または適用要件の見直しの上、適用期限の延長が行われます(「その他の政策税制等」を参照)。

改正後の中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画等の認定を受けた事業者の防災・減災設備投資減税が創設されます。

対象事業者	事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画(仮称)の認定を受けた中小企業者
対象資産	中小企業等経営強化法の改正法施行日から2021年3月31日までの間に、特定事業継続力強化設備等(注)の取得等をして、その事業の用に供した場合 (注)機械装置1台または1基の取得価額が100万円以上、器具備品1台または1基の取得価額が30万円以上、建物附属設備一の取得価額が60万円以上
税制優遇措置	取得価額の20%の特別償却

(3) 中小企業向け租税特別措置の対象範囲の見直し

租税特別措置法上の優遇措置の対象となる「中小企業者」と、法人税法の優遇措置の対象となる中小法人は、それぞれ定義が異なり、前者の判定は、直接の親法人の資本規模により行われるのに対し、後者の判定は直接・間接の100%親法人の資本規模により行われます。現行制度では、法人税法上はみなし大企業に

該当しても、措置法上は中小企業者に該当する場合や、法人税法上はみなし大企業に該当しないが、措置法上は中小企業者に該当しない場合があります。改正後は、法人税法上のみなし大企業に該当する法人は、措置法上もみなし大企業に該当することになります。

措置法上のみなし大企業	法人税法上のみなし大企業
<p><u>現行制度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の大規模法人(注1)に発行済株式(注2)の1/2以上を直接に保有されている資本金1億円以下の法人 ・ 複数の大規模法人(注1)に発行済株式(注2)の2/3以上を直接に保有されている資本金1億円以下の法人 <p>(注1)資本金1億円超の法人、または資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数1,000人超の法人 (注2)自己株式・出資は除外しない</p> <p><u>改正案</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模法人に法人税法上のみなし大企業を加える ・ 上記の発行済株式から自己株式・出資を除外 	<p><u>現行制度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大法人(注)に発行済株式の全部を直接・間接に保有されている資本金1億円以下の法人 ・ 100%グループ内の複数の大法人(注)に発行済株式の全部を直接・間接に保有されている資本金1億円以下の法人 <p>(注)資本金5億円以上の法人、相互会社、外国相互会社受託法人</p>

4. 国際課税関連

国際課税関連の見直しでは、BEPS 行動4、行動8の勧告、OECD移転価格ガイドラインの改訂内容等を踏まえて、過大支払利子税制及び移転価格税制の見直しが行われます。外国子会社合算税制は、2017年度税制改正において総合的な見直しが行われましたが、その後の米国の法人税法改正(2018年1月1日より適用)及び実務等を踏まえて、ペーパー・カンパニー(特定外国関係会社)の範囲から、現地で実体ある事業の遂行上欠くことのできない機能を果たす外国関係会社を除外するとともに、連結納税、パススルー課税を適用している場合の判定等の明確化を図る改正が行われます。

(1) 過大支払利子税制の見直し

我が国の過大支払利子税制(関連者等に係る純支払利子等の課税の特例)は、租税条約のネットワークの拡大に伴って利子の源泉地国免税化が進められ、関連者間の恣意的な借入の設定によって、過大な支払利子を利用した所得移転が行われることを防止する趣旨で、2012年度税制改正により創設された制度です。

BEPS 行動4の勧告は、支払利子を通じた所得移転への対応措置を設けるという点で、現行の過大支払利子税制と基本的な考え方では一致していますが、金融機関からの借入等の利子の支払いのように、第三者への支払利子も制度の対象とし、損金算入制限の基準値も調整所得(EBITDA)の10%~30%とするなど、現行の過大支払利子税制より厳格な制度設計の勧告を行っています。

このような勧告を踏まえ、改正案では、①対象となる支払利子の範囲について、第三者への支払利子も含めるとともに、受領者において日本の課税所得に含まれる利子は除外、②調整所得金額の計算上、配当の益金不算入額は除外、③対象純支払利子の損金不算入額の基準値を調整所得金額の50%から20%に引下げ、④適用免除基準の見直し、⑤超過利子額の損金算入限度額を調整所得金額の50%から20%に引下げる等の見直しを行うものとされています。

上記の改正は、2020年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

項目	見直し内容
対象純支払利息等の額	対象支払利息等の額(注1)の合計額 - 控除対象受取利息等合計額(注2) (注1) 支払利息等の額から対象外支払利息等の額を控除した残額 (注2) 対象支払利息等の額に対応するものとして計算した受取利息等の額の合計額
対象外支払利息等の額	①特定債券利息等(当該法人が発行した債券(その取得をした者が実質的に多数でないものを除く)に係る支払利息等で非関連者に対するもの) ・その支払の時に源泉徴収が行われ、又はその特定債券利息等を受ける者においてわが国の課税所得に含まれる特定債券利息等の額及び一定の公共法人に対する特定債券利息等の額 ・国内で発行された債券(特定債券利息等の額の95%に相当する金額) ・国外で発行された債券(特定債券利息等の額の25%に相当する金額) ②上記以外の支払利息等 ・支払利息等を受ける者においてわが国の課税所得に含まれる支払利息等の額 ・一定の公共法人に対する支払利息等の額 ・借入れと貸付けの対応関係が不明な債券現先取引に係る支払利息等の額 (注) 上記①および②の金額から、一定の関連者が他の者を通じて当該法人に資金を供与したと認められる場合その他の場合における当該他の者に対する支払利息等の額は除かれる
調整所得金額	<ul style="list-style-type: none"> 当期の所得金額に加算する金額から受取配当等の益金不算入額及び外国子会社配当等の益金不算入額を除外 当期の所得金額から減算する金額から法人税額から控除する所得税額の損金不算入額を除外 匿名組合契約の営業者の調整所得金額の計算について所要の措置を講ずる
損金不算入額	対象純支払利息等の額が調整所得金額の20%(現行:50%)を超える場合の、その超える部分の金額に相当する金額
適用免除基準	次のいずれかに該当する場合(本制度の適用免除) ①対象純支払利息等の額が2,000万円以下(現行:1,000万円以下) ②国内企業グループ(持株割合50%超)の合算純支払利息等の額が合算調整所得の20%以下(a/b \leq 20%) a: 内国法人と資本関係の50%超の関係のある他の内国法人の対象純支払利息等の額の合計額-対象純受取利息等の額の合計額 b: 内国法人と資本関係の50%超の関係のある他の内国法人の調整所得金額の合計額-調整損金金額の合計額 適用免除に係る「その事業年度における関連者支払利息等の額の合計額が総支払利息等の額の50%以下である」旨の要件は廃止
超過利息額の損金算入	①その事業年度における対象純支払利息等の額が調整所得金額の20%(現行:50%)に満たない場合において、前7年以内に開始した事業年度に本税制の適用により損金不算入とされた金額(超過利息額)があるときは、その対象純支払利息等の額と調整所得金額の20%(現行:50%)に相当する金額との差額を限度として、超過利息額を損金算入 ②上記①について、修正申告書又は更正請求書にその適用を受ける金額等を記載した書類の添付がある場合にもその適用を受けることができることとする

(2) 移転価格税制の見直し

BEPS 行動8は、評価困難な無形資産の移転による租税回避への対応として、ディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)による無形資産取引の独立企業間価格の算定、一定の評価困難な無形資産取引への対応としての所得相応性基準の導入等の勧告を行い、2018年6月にOECD移転価格ガイドライン(Guidance for Tax Administrations on the Application of the Approach to Hard-to-value Intangibles)を公表しました。これらを踏まえて、2019年度税制改正では、①独立企業間価格の算定方法として、DCF法の追加、②評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置(所得相応性基準)の導入、③移転価格税制上の無形資産の定義の明確化、④移転価格税制に係る更正期間等の延長(現行6年→7年)、⑤比較対象取引に係る差異調整方法として統計的手法に基づく方法の導入、等の改正が行われます。

上記の改正は、2020年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

項目	見直し内容
無形資産の明確化	法人が有する資産のうち、有形資産及び金融資産(現金、預貯金、有価証券等)以外の資産で、独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って譲渡・貸付け等が行われるとした場合に対価の支払が行われるべきもの
独立企業間価格の算定方法(価格算定方法)の整備	ディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)を追加、推定課税における価格算定方法にDCF法を追加
HTVIに係る取引(特定無形資産取引)に係る価格調整措置の導入	<ul style="list-style-type: none"> 特定無形資産取引に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測と結果が相違した場合には、税務署長は、当該特定無形資産取引に係る結果及びその相違の原因となった事由の発生の可能性を勘案して、当該特定無形資産取引に係る最適な価格算定方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正等ができる(算定した金額と当初取引価格との相違が20%を超えている場合に限る) 特定無形資産の定義(次に掲げる要件の全てを満たす無形資産):①独自性があり重要な価値を有するもの、②予測収益等の額を基礎として独立企業間価格を算定するもの、③独立企業間価格の算定の基礎となる予測が不確実であると認められるもの 適用免除要件:国税当局の当該職員が次の(イ)又は(ロ)に掲げる書類の提出等を求めた日から一定期間以内に法人からその書類の提出等があった場合には、価格調整措置は適用しない (イ)特定無形資産取引に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測の詳細を記載した書類、当該予測と結果が相違する原因となった事由が災害その他これに類するものであり取引時においてその発生を予測することが困難であったこと、又は取引時において当該事由の発生の可能性を適切に勘案して独立企業間価格を算定していたことを証する書類 (ロ)特定無形資産の使用により生ずる非関連者収入が最初に生じた日を含む事業年度開始の日から5年を経過する日までの間の予測収益等の額と実際収益等の額との相違が20%を超えていないことを証する書類(当該書類の提出等があった場合には、価格調整措置はその経過する日後は適用しない)
更正期間等の延長	移転価格税制に係る法人税の更正期間及び更正の請求期間等を7年(現行:6年)に延長
差異調整方法の整備	比較対象取引の利益率を参照する価格算定方法に係る差異調整について、定量的に把握することが困難な差異があるために必要な調整を加えることができない場合には、いわゆる四分位法に基づく方法により差異調整を行うことができることとする
関連制度の整備	外国法人等の内部取引に係る課税の特例及び内国法人等の国外所得金額の計算の特例について、上記と同様の見直しを行う

(3) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の見直し

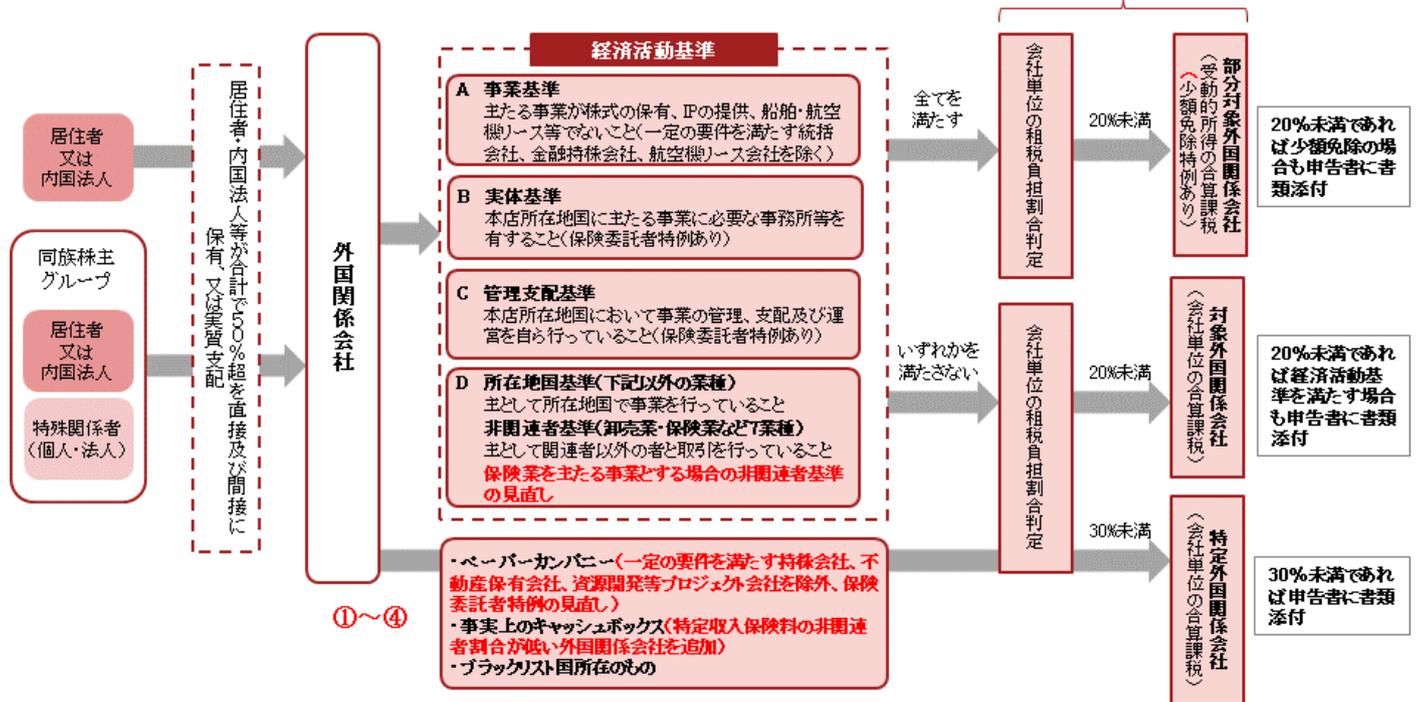
外国子会社合算税制は2017年度税制改正により、現行の制度に見直しがされ、外国関係会社の2018年4月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

ところで、2017年度税制改正後に行われた米国の税制改正により、米国での連邦法人税率が21%に引下げられ、2018年1月以後適用されています。米国では、LLC(Limited Liability Company)やLPS(Limited Partnership)等のパススルー事業体や、ビジネス上の必要からペーパー・カンパニーが投資のビークルとして活用されることも一般的に行われており、さらには、外国子会社で連結納税制度を適用している場合もあり、外国子会社合算税制の適用上、パススルー事業体や連結納税適用法人の取扱いが明確ではありません。

このような状況を踏まえて、2019年度税制改正においては①特定外国関係会社について、ペーパー・カンパニーの範囲から持株会社である一定の外国関係会社、不動産保有に係る一定の外国関係会社、資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社を除外する見直し、②ペーパー・カンパニーの判定における保険委託者特例の見直し、③事実上のキャッシュ・ボックスの範囲の見直し、④保険業を主たる事業とする外国関係会社の非関連者基準の判定の見直し、⑤外国関係会社の本店所在地で連結納税の規定を適用している場合、及びパススルーとして取り扱われる場合等の対応として、会社単位の合算課税制度における適用対象金額の計算の明確化、適用免除基準における租税負担割合の計算の明確化、二重課税調整の外国税額控除対象となる外国法人税の額の明確化、⑥部分合算課税制度における部分適用対象金額の見直し、⑦外国子会社からの配当等に係る二重課税調整の適用要件等の見直しの対応が行われます。

上記の改正は、③については、外国関係会社の2019年4月1日以後に開始する事業年度から適用、⑦については、内国法人の2019年4月1日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税から適用、その他の改正事項は、内国法人の2019年4月1日以後に終了する事業年度の合算課税(外国関係会社の2018年4月1日以後に開始する事業年度に係るものに限る)から適用されます。

⑤ 連結納税・パススルーの場合の明確化



項目	見直し内容
特定外国関係会社に係る見直し	
ペーパー・カンパニーの範囲の見直し	<p>ペーパー・カンパニーの範囲から以下の外国関係会社を除外</p> <p>①持株会社である一定の外国関係会社 (イ) 子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その資産の額の95%超が子会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であり、かつ、その収入の額の95%超が子会社からの配当等の額及び一定の預金利子の額であるもの</p> <p><small>(注)上記の「子会社」とは、その外国関係会社の本店所在地と同一国に所在する外国法人で、当該外国関係会社による持分割合が25%以上等の要件に該当するもの</small></p> <p>(ロ) 特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地と同一国に所在する管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、当該管理支配会社が当該同一国において行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たすこと、その資産の額の95%超が特定子会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であること、その収入の額の95%超が特定子会社からの配当等の額、特定子会社の株式等の一定の譲渡対価の額及び一定の預金利子の額であること等の要件の全てに該当するもの(被管理支配会社)</p> <p><small>(注1)上記の「特定子会社」とは、その外国関係会社の本店所在地と同一国に所在する部分対象外国関係会社又は管理支配会社に係る他の被管理支配会社 (注2)上記の「管理支配会社」とは、経済活動基準を満たす外国関係会社で、その本店所在地においてその役員又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているもの</small></p> <p>②不動産保有に係る一定の外国関係会社 (イ) その本店所在地と同一国に所在する一定の不動産又は特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、当該同一国に所在する管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、当該管理支配会社が当該同一国において行う事業(不動産業に限る)の遂行上欠くことのできない機能を果たすこと、その資産の額の95%超が当該不動産、特定子会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であること、その収入の額の95%超が当該不動産及び特定子会社の株式等から生ずる収入の額並びに一定の預金利子の額であること等の要件の全てに該当するもの(被管理支配会社)</p> <p><small>(注)上記の「特定子会社」とは、管理支配会社に係る他の被管理支配会社</small></p> <p>(ロ) その本店所在地と同一国に所在する管理支配会社が自ら使用する当該同一国に所在する不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で、当該管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、当該管理支配会社が当該同一国において行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たすこと、その資産の額の95%超が当該不動産及び一定の現預金等の資産の額であること、その収入の額の95%超が当該不動産から生ずる収入の額及び一定の預金利子の額であること等の要件の全てに該当するもの</p> <p>③資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社 特定子会社の株式等の保有、非関連者から調達した資金の特定子会社への提供又はその外国関係会社の本店所在地と同一国に所在する一定の不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で、当該同一国に所在する管理支配会社等によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、当該管理支配会社等が当該同一国において行う当該同一国の石油・天然ガス等の資源又は社会資本の開発又は整備等に関する事業(資源開発等プロジェクト)の遂行上欠くことのできない機能を果たすこと、その資産の額の95%超が特定子会社の株式等、特定子会社に対する一定の貸付金、当該不動産及び一定の現預金等の資産の額であること、その収入の額の95%超が特定子会社の株式等、当該貸付金及び当該不動産から生ずる収入の額並びに一定の預金利子の額であること等の要件の全てに該当するもの</p> <p><small>(注1)上記の「特定子会社」とは、その外国関係会社の本店所在地と同一国に所在する持分割合10%以上の外国法人で、管理支配会社等が当該同一国において行う資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たすものをいう (注2)上記の「管理支配会社等」とは、経済活動基準を満たす外国関係会社で、その本店所在地においてその役員又は使用人が資源開発等プロジェクトを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているもの その本店所在地と同一国に所在する他の外国法人の役員又は使用人と共同で当該業務の全てに従事している場合の当該他の外国法人を含む</small></p>
ペーパー・カンパニーの判定における保険委託者特例	<p>①保険委託者特例の対象となる外国関係会社に関する「一の内国法人(保険業を主たる事業とするものに限る)によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている外国関係会社である」旨の要件について、「一の内国法人(保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に限る)及び当該一の内国法人との間に発行済株式等の全部を保有する等の関係のある内国法人(保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に限る)によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている外国関係会社である」旨の要件に見直す</p> <p>②特定保険受託者の要件に、その本店所在地においてその役員又は使用人が保険業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している旨の要件を加える</p> <p><small>(注1)上記①及び②は、対象外国関係会社の判定及び部分対象外国関係会社である外国金融機関の判定についても同様とする (注2)上記①、②及び(注1)は、英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社が一体となって保険業を営む場合も同様とする</small></p>
事実上のキャッシュ・ボックスの範囲の見直し	<p>事実上のキャッシュ・ボックスの範囲に、次のいずれにも該当する外国関係会社を追加</p> <p>(イ) 当該事業年度における非関連者等からの一定の収入保険料(特定収入保険料)の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が10%未満である外国関係会社</p> <p>(ロ) 当該事業年度における収入保険料(特定収入保険料を除く。以下同じ)に係る非関連者等に対する一定の支払再保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が50%未満である外国関係会社</p>

項目	見直し内容
対象外国関係会社に係る見直し	
保険業を主たる事業とする外国関係会社の非関連者基準の判定	<p>①特定保険委託者又は特定保険受託者の再保険に係る収入保険料のうち、次に掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものについて、関連者から収入するものに該当しないこととする</p> <p>(イ) 特定保険委託者とその特定保険委託者に係る特定保険受託者との間で行われる再保険又は同一の特定保険受託者に係る特定保険委託者との間で行われる再保険であること</p> <p>(ロ) その再保険に係る元受保険の95%以上が本店所在地国に所在する非関連者のリスクに係るものであること</p> <p>(ハ) 資本の効率化に資するものであること</p> <p>②特定保険受託者に係る特定保険委託者は関連者に含まれないものとはしないこととした上で、特定保険受託者がその特定保険委託者から受ける業務委託手数料相当額について、関連者からの収入保険料に該当しないこととする(英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社が一体となって保険業を営む場合も同様)</p>
外国関係会社の本店所在地国で連結納税の規定を適用している場合、及びパススルーとして取り扱われる場合等の対応	
会社単位の合算課税制度における適用対象金額	現地法令基準を用いて適用対象金額を計算する場合の基準所得金額は、外国関係会社の本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額に非課税所得等の金額の調整を加えた金額とする
適用免除基準における租税負担割合	<p>①所得の金額 外国関係会社の本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額は、当該法令の規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額に非課税所得等の金額の調整を加えた金額とする</p> <p>②外国法人税の額 外国関係会社の本店所在地国(注)において課される外国法人税の額は、当該外国法人税に関する法令の規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額につき外国法人税が課されるものとして計算される外国法人税の額とする。 (注)その本店所在地国が無税国又は一定の免税国であり、かつ、その本店所在地国以外の国において当該本店所在地国以外の国の法人として課税を受ける一定の外国関係会社については、当該本店所在地国以外の国とする</p>
二重課税調整の外国税額控除対象となる外国法人税の額の明確化	外国関係会社の本店所在地国(注)において課される外国法人税の額は、当該外国法人税に関する法令の規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額につき外国法人税が課されるものとして計算される外国法人税の額とする (注)その本店所在地国が無税国又は一定の免税国であり、かつ、その本店所在地国以外の国において当該本店所在地国以外の国の法人として課税を受ける一定の外国関係会社については、当該本店所在地国以外の国とする
その他	
部分合算課税制度における部分適用対象金額の見直し	以下の金額について、部分対象外国関係会社(外国金融子会社等に該当するものを除く)に係る部分合算課税の対象となる特定所得の金額に追加 ①収入した保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額 - ②支払った保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額 (注1)上記により特定所得の金額に加えられる金額は、部分適用対象金額の計算上、損益通算グループ所得の金額に該当する (注2)特定所得の金額である異常所得の金額は、上記①に掲げる金額から上記②に掲げる金額を減算した金額がないものとした場合の各事業年度の所得の金額を基礎として計算する
外国子会社からの配当等に係る二重課税調整の適用要件	内国法人が合算課税の対象となった外国法人等から受ける配当等に係る二重課税調整について、修正申告書又は更正請求書にその適用を受ける金額等を記載した書類の添付がある場合にもその適用を受けることができることとする

(4) その他

i) 台湾との金融口座情報の自動的交換制度、国別報告事項の提供制度が整備

台湾との間の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会(現、公益財団日本台湾交流協会)と亜東関係協会(現、台湾日本関係協会)との間の取決め」(2016年6月13日に発効)実施に係る国内法の整備が、2016年度税制改正により措置され(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、施行令、施行規則)、台湾の税務当局に対して、日本の税務当局が保有する租税情報を提供することが可能となりました。2019年度税制改正により、台湾との間の金融口座情報の自動的な提供のための報告制度、及び台湾との間の国別報告事項等の自動的な提供制度の実施に係る所要の措置が講じられます。

ii) 外国税額控除制度の控除対象外国法人税の額の範囲等の見直し

日本で所得と認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国法人税の額に、内国法人に対する配当等の支払があったものとみなして課される一定の外国法人税の額が追加されます。

iii) 租税条約の実施のための国内法の整備

租税条約の適用上、透明な事業体(条約相手国で納税義務者として取り扱われないものに限る)に対する我が国の課税の取扱いが明確化されます。BEPS防止措置実施条約(以下、MLI)は我が国について2019年1月1日に発効し、MLIの第3条(課税上存在しない団体)の規定により修正される対象租税協定についての取扱いを明確にしたものと思われま

す。限度税率を定める租税条約の規定の適用がある譲渡収益に係る所得の金額について、限度税率により源泉徴収等を行うことが明確化されます。

iv) 組織再編税制の見直しに伴う適格要件の見直し

組織再編の対価要件について、合併法人等(合併法人、分割法人、株式交換完全親法人)の間接の100%親法人の株式も適格の対価とする改正を受けて、間接の100%親法人が一定の外国法人(特定関係外国法人)である場合には、適格要件を満たさないこととし、被合併法人等の株主は旧株の譲渡益課税を受けることとされます。

v) 東京オリンピック競技大会または東京パラリンピック競技大会に係る課税の特例の創設

2020年に開催される東京オリンピック競技大会または東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者及び外国法人に係る課税の特例が創設されます。

5. 納税環境整備

(1) 地方税の電子申告に係る見直し

2018年度改正による大法人の電子申告の義務化に伴い、地方税の電子申告についても2019年度税制改正によって以下の措置が設けられます。

- ・ 法人住民税及び法人事業税の申告書の添付書類の提出は、eLTAXの他、光ディスク等による提供が認められます。
- ・ 電気通信回線の故障、災害等で電子申告が困難であると認められる場合は、地方団体の長の承認を受けて、上記の申告書及び添付書類を書面により提出することが認められます。
- ・ 上記の場合で申告書を書面により提出することについて、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、地方税の申告書の書面による提出について、地方団体の長の承認があったものとみなされます。
- ・ 総務大臣が、eLTAXの障害により、上記の申告書の電子申告が困難であるとして告示を行ったときは、申告書及び添付書類を書面により提出することが認められます。

上記の改正は、2020年4月1日から適用されます。

(2) 情報照会制度の創設

- ・ 税務当局から事業者及び特別の法律により設立された法人に、国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧または提供その他の協力要請について法令上明確化されます。
- ・ 事業者等への以下のような情報照会制度が創設されます。

照会対象者	事業者等(事業者、官公署または特別の法律により設立された法人)
照会主体	事業者等の所在地の所轄国税局長
照会情報	特定取引者の氏名(または名称)、住所(または居所)、番号(個人・法人)
回答期限	60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日
照会ができる場合	以下のすべての要件を満たす場合 ①特定取引者(注)の国税について、更正決定等をすべきこととなる相当程度の可能性があること(下記のいずれかに該当する場合) ・ 特定取引と同種の取引を行う者(その取引に係る課税標準等が年間1,000万円を超える者に限る)に対する国税に関する調査において、その半数以上の者について、その取引につき更正決定等をすべきと認められる場合 ・ その取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合 ・ 特定取引が不合理な取引態様で、違法行為の存在を推認させる場合 ②この報告の求めによらなければ、特定取引者を特定することが困難であること (注)事業者等との取引(「特定取引」、事業者等を介して行われる取引を含む)を行う不特定の者
罰則等	拒否または虚偽報告については、検査拒否等の場合と同様の罰則を設ける

上記の改正は、2020年1月1日以後に行う協力の求めまたは情報照会について適用されます。

(3) 届出関係

- ・ 連結納税への加入時期の特例の適用を受けるための手続について、連結親法人または連結親法人となる法人に一元化されます。
- ・ 連結子法人の本店等所在地に異動があった場合の届出書について、その連結子法人によるその連結子法人の納税地の所轄税務署への届出のみで足りることとされます。
- ・ 法人設立届出書及び外国普通法人となった旨の届出書について、定款等の写し以外の書類の添付が不要とされます。

6. 地方法人課税の偏在是正

現行では、法人事業税はその一部が地方法人特別税として徴収され、2019年10月1日以後に開始する事業年度から廃止されることより、法人事業税に復元されることとなっています。地方法人課税の偏在是正のため、復元後の法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約3割)を分離し、特別法人事業税(仮称(国税)とする制度が創設され、法人事業税の所得割・収入割の税率が引下げられます。

外形標準課税適用法人	法人事業税(所得割、収入割の税率)		特別法人事業税 (新設)
	現行	改正案	
年400万円以下の所得	1.9%	0.4%	
年400万円超年800万円以下の所得	2.7%	0.7%	260%
年800万円超の所得	3.6%	1%	
外形標準課税非適用法人	現行	改正案	(新設)
年400万円以下の所得	5%	3.5%	
年400万円超年800万円以下の所得	7.3%	5.3%	37%
年800万円超の所得	9.6%	7%	
特別法人	現行	改正案	(新設)
年400万円以下の所得	5%	3.5%	
年400万円超の所得	6.6%	4.9%	34.5%
収入金額課税法人	現行	改正案	(新設)
(電気、ガス、保険)	1.3%	1%	30%

- ・ 外形標準課税適用法人(資本金1億円超の普通法人)の所得割の制限税率について、標準税率の1.7倍(現行:1.2倍)に引き上げる
- ・ 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない

特別法人事業税(仮称)の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)とし、申告納付は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うこととなります。

上記の改正は、2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

7. 所得税関連

(1) 個人所得税

i) 住宅ローン減税

消費税率10%が適用される住宅の取得等に係る住宅ローン減税(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度)が新たに設けられます。改正により、居住から11年目以後13年目までの控除の特別措置が設けられます。

適用年度	控除限度額
居住の用に供した年(注)から10年目 (注)2019年10月1日～2020年12月31日	現行制度通り 住宅借入金等の年末残高(注)×1%
11年目～13年目	以下のいずれか少ない金額 ・住宅借入金等の年末残高(注)×1% ・消費税額等を含まない住宅の取得等の対価の額または費用の額(注)×2%÷3 (注)一般住宅は最大4千万円、認定長期優良住宅等は最大5千万円

ii) NISAに係る適用要件等の見直し

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について年齢要件の引き下げ、本人確認方法の見直しその他の改正が行われます。

iii) 税制適格のストックオプション制度の対象の拡充

税制適格ストックオプション制度(特定の取締役等が受ける新株予約券等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)の適用対象者に、特定事業者(注)が追加されます。

(注)改正後の中小企業等経営強化法に規定する認定新規中小企業者等(仮称)が同法の認定を受けた同法に規定する新事業分野開拓計画(仮称)に従って活用する取締役及び使用人等以外の者で、当該新事業分野開拓計画(仮称)の実施期間の開始の日から新株予約権の行使までの間、居住者であること等の要件を満たす者

iv) 仮想通貨に関する取扱い

所得税法上、仮想通貨は雑所得として扱われますが、必要経費の計算の基礎となる仮想通貨の取得価額については、明確な規定がありません。改正により、取得価額を移動平均法または総平均法により算出することが、明確にされます。

(2) 投資信託等の二重課税調整

投資信託等の二重課税調整につき、所要の見直しが行われます。

8. その他

(1) 登録免許税

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(2019年3月31日までの間に登記を受ける場合は、本則の2%に替えて1.5%を適用)の適用期限が2年延長されます。

(2) 不動産取得税

特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されます。信託会社等が投資信託により取得した一定の不動産及び投資法人が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限適用期限が2年延長されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階 電

話：03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

080-1114-4491

kimihito.k.takano@pwc.com

パートナー

鬼頭 朱実

03-5251-2461

akemi.kitou@jp.pwc.com

パートナー

佐々木 浩

03-5251-2184

hiroshi.sasaki@pwc.com

ディレクター

荒井 優美子

03-5251-2475

yumiko.arai@pwc.com

マネージャー

朝倉 雅彦

090-9827-4259

masahiko.m.asakura@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 680 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 250,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2018 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。